

## 【提案書作成要領・別紙1】

### 提案書の提出について

#### ■提出書類一覧

- 1 提案書（様式6） 1部（共同提案の場合は、押印が必要。）
- 2 提案書類①～④ 10セット（紙出力、1セットずつダブルクリップ留め）
- 3 提案書の開示に係る意向申出書（要領2） 1部
- 4 参考見積書⑤ 1部（共同提案の場合は、押印が必要。）
- 5 データ 1部（DVD-R）（動画を提出する場合のみ）

#### <注意事項>

- 1 提出書類については、原則A4版、縦横自由、横書き、左綴じ、項目ごとに両面印刷、右上に①～④の書類番号・タイトルを明記し、ページ番号を通して振ること。ただし、記載内容により、見やすさ等に配慮してA3版（綴じの際はA4版の大きさに折り込むこと）のページを含んでも構わない。
- 2 提案書のページ数に制限を設けませんが、評価に使用するため不必要に冗長にならないよう配慮すること。
- 3 文字は注記を除き、原則として11ポイント以上の大ききとすること。
- 4 提出する書類には、表紙となる「提案書（様式6）」を除き、提案者が特定できる社名等（代表者名、社員名、企業ロゴ等を含む）の表記を行わないこと。
- 5 一部資料を動画で提出することも可能ですが、MP4等のPCで再生できる形式とし、ヒアリングのプレゼンテーション時間15分以内で作成すること。
- 6 考え方を文章や図表を用いて簡潔に記述すること。
- 7 提案書は客観的に評価できるよう、専門用語の使用に際しては配慮し記述すること。

#### ■提案書記載事項

##### ① 提案内容【様式自由・A4または動画】

###### (1) 業務実施スケジュール

自社で行うもの、委託により行うものが分かるように記述すること。

###### (2) 業務実施方針

###### (3) 業務実施方法

下記ア～エの項目をすべて記述すること。ただし、受託候補者の特定を目的に提出を求めるものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

##### ア メタバース空間の構築

「展示室」「講堂として使える司会席・ステージ・椅子が50席以上用意してある部

屋」「教室として使える40席程度の席・教壇がある部屋」「8席程度のミーティングルーム」「カウンセリングルーム」「交流事業に使用する、宇宙教育以外の2事業用の各ルーム」のイメージなど。

イ 小児がん患者等の交流事業

2回の交流事業については、それぞれの企画概要、手配可能な講師の提案および選定した意図、当日の運営体制に関することなど。宇宙教育については、ノートパソコンの貸し出し体制、当日の運営体制に関することなど。

ウ 小児がん等の患者・小児がん経験者・保護者のアフター交流の開催

企画概要、当日の運営体制に関することなど。

エ 運営支援体制

交流事業の企画時及び当日の運用体制、フォローアップの運用体制、貸し出し時のフォロー体制についてなど。

(4) その他提案

本業務について、その他提案がある場合には提出すること。

② これまでの業務実績【様式自由・A4または動画】

令和2年度以降のメタバース空間での交流イベントや座談会等の企画・運営及びメタバース空間の制作実績について記載すること。

③ 本業務の実施体制【様式自由・A4または動画】

本件業務の遂行に必要なスタッフが確保された体制・機構であり、実施管理ができることを表すこと。管理責任者及び各担当者の所属・役職、担当する予定の業務内容、資格、令和2年度以降のメタバース空間での交流イベントや座談会等の企画・運営及びメタバース空間の制作実績等について記載すること。所属・役職については、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等についても記載すること。管理者が担当者を兼ねる場合は、その旨を記載すること。

④ ワークライフバランス及び障害者雇用等に関する取組【様式自由・A4】

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している。（従業員101人未満の場合のみ記載）

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している。（従業員101人未満の場合のみ記載）

(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエールの認定を取得している。

(4) 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成（従業員40人以上）、又は障害

者を1人以上雇用（従業員40人未満）している。

(5) 次の認定の取得状況

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）
- ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし）
- ・よこはまグッドバランス企業認定

⑤ 参考見積書【様式自由・A4】

業務に係る人件費、実費等の経費について、できるだけ詳細な内容を明記した参考見積書を作成すること。（共同提案の場合は、押印が必要。）

※上限価格については、「提案書作成要領」の2を参照。